

家庭で、職場で、地域で、 男女共同参画社会を目指しましょう。

少子化・高齢化の進行など、私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、社会を活性化していくためには、男性と女性がお互いに尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる社会…『男女共同参画社会』づくりが必要となっています。

『男女共同参画社会』とは、

男性と女性が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法第2条）

福井県では6月を「男女共同参画月間」と定めています。これまでの考え方にとらわれず、気付いたことから少しずつ意識を変え、行動していきましょう。



5つのアクション

I アクティブ・ウーマンが活躍する社会の実現

長時間労働を前提としたこれまでの働き方を見直し、一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮される環境をつくりましょう。

II 男女がともに楽しむライフスタイルの推進

男性の家事・育児時間は女性に比べて少なく、働く女性のゆとりが少ない状況にあります。男女が共に支え合いながら家事・育児を行い、仕事も家庭も共に充実する生活を目指しましょう。

III 男女共立の次世代育成

男女が共に自立しながら個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的な選択を行うには、子どもの頃からの男女共同参画への理解と促進が必要です。

IV 地域における男女共同参画の推進

社会活動や個人の生き方は多様化してきましたが、地域において性別による役割分担意識や慣行等が見受けられます。「男だから、女だから」と考えてしまうことはありませんか？

V 女性の安全・安心の確保

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄を問わず許されるものではありませんが、配偶者や恋人などからの暴力(DV)、性犯罪などの被害者の多くは女性です。こうした女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害です。「DVかも？」と感じたら、一人で悩まずにまずは相談してください。

福井県地域戦略部 県民活躍課

TEL.0776-20-0319 FAX.0776-20-0632

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県